

# 郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業実施要綱

平成 28 年 6 月 9 日 施行  
平成 28 年 10 月 26 日 一部改正  
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 30 年 12 月 10 日 一部改正  
平成 31 年 3 月 14 日 一部改正  
令和 2 年 2 月 20 日 一部改正  
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 115 条の 45 第 3 項第 2 号の規定に基づき、法に規定する要介護被保険者で認知症等によりはいかいをする可能性のある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）が外出し、行方不明となった、又は警察等の関係機関で保護されたときに、早期に身元が判明するように QR コードを活用して、認知症高齢者等の親族、支援者等に連絡する体制を整えることにより、事故防止を図るとともに、家族介護の支援及び負担軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第 2 条 この要綱による事業は、認知症高齢者等を介護している親族、支援者等に QR コードを交付することにより、行うものとする。

(実施主体及び事業の委託)

第 3 条 この事業の実施主体は、郡山市（以下「市」という。）とする。

2 市は、この要綱に定める事業の全部又は一部を、適切に事業を行うことができると認められる業者に委託（以下「委託業者」という。）することができる。

(委託業者の業務)

第 4 条 委託業者は、次の業務を行うものとする。

- (1) QR コードの作成及び利用者への送付
- (2) 24 時間 365 日体制での認知症高齢者等に関する連絡通報体制の整備
- (3) 利用者の緊急連絡先及び警察その他の関係機関への連絡

(利用者)

第 5 条 QR コードを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 認知症高齢者等のうち市内に住所を有し、かつ居住している者を介護している親族、支援者等
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(申請)

第 6 条 この事業を利用しようとする者は、郡山市認知症高齢者等身元確認 QR コード活用事業利用申請書（第 1 号様式）及び郡山市認知症高齢者等身元確認 QR コード活用事業登録者台帳（第 1 号様式別紙 1）により、市長に申請しなければならない。

2 申請者は登録者1人に対し、原則として2人以上、緊急連絡先を届け出なければならない。

(決定)

第7条 市長は、第6条に定める申請書が提出されたときは、必要性を審査し、その結果を郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用決定(却下)通知書(第2号様式)により利用者に通知するとともに、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用決定(却下)通知書(第2号様式の2)により緊急連絡先に記載のある支援者等へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード作成通知書(第3号様式)により委託業者に通知し、交付決定の内容を郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業台帳に整理するものとする。

(交付期間)

第8条 QRコードの交付期間は、交付の日から交付日の属する会計年度の末日までとする。ただし期間満了時において、第5条に定める要件に変更がない限り、引続き1年間延長するものとする。

(費用の負担)

第9条 初回のQRコード交付に要する費用と、データ管理に要する費用は市の負担とし、QRコード追加交付等の費用は、利用者の負担とする。

(登録の変更又は廃止)

第10条 利用者は、第6条の申請書の記載事項に変更が生じた場合又は第5条に規定する交付資格を喪失した場合もしくは登録者が次のいずれかに該当したときは、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用変更・廃止届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録者が死亡し、又は市外に転居したとき。
- (2) 登録者が入院し、又は施設へ入所し、在宅生活に戻る見込みがないと認められるとき。
- (3) その他登録の必要がないと市長が認めたとき。

2 市長が前項の廃止事由を利用者等の申出によらず知り得た場合は、職権により廃止することができる。

3 市長は、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用変更・廃止届出書(第4号様式)を受理した場合は、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用変更・廃止通知書(第5号様式)により委託業者に通知する。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、交付を受けたQRコードについて責任を持って管理するものとし、これを目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市はいかい高齢者身元確認QRコード活用事業実施要綱(事項にて「旧要綱」という。)による様式は、この要綱による改正後の郡山市はいかい高齢者身元確認QRコード活用事業実施要綱の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市認知症高齢者身元確認QRコード活用事業実施要綱(以下、「旧要綱」という。)による様式は、この要綱による改正後の郡山市認知症高齢者等QRコード活用事業実施要綱の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市認知症高齢者身元確認QRコード活用事業実施要綱(以下、「旧要綱」という。)による様式は、この要綱による改正後の郡山市認知症高齢者等QRコード活用事業実施要綱の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市認知症高齢者身元確認QRコード活用事業実施要綱(以下、「旧要綱」という。)による様式は、この要綱による改正後の郡山市認知症高齢者等QRコード活用事業実施要綱の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用申請書

年 月 日

郡山市長

（申請者）住所

氏名

電話

（登録者との関係）

次のとおり事業を利用したいので申請します。

登録者	ふりがな 氏 名
	生年月日 年 月 日 （ 才）
	住所 〒963- 郡山市
	電話
登録者情報	郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業登録者台帳（別紙1）に記入します。

私は申請者として、緊急連絡先に登録する親族等に、この申請内容を伝えます。

また、登録者の情報について、市が契約した郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業受託者へ提供することに同意します。

（申請者氏名）

㊞

\_\_\_\_\_

別紙1 (第1号様式関係)

郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業登録者台帳

ふりがな				性別	男・女
氏名					
生年月日	年 月 日 (才)				
住所	〒963- 郡山市				
電話番号					
医療・介護等 身体状況	かかりつけ医 (氏名) (医療機関名)				
	過去の病歴				
	要支援 (1・2) 要介護 (1・2・3・4・5) 申請中 未申請				
	ケアマネジャー (氏名) (事業所名) 電話:				
緊急 連絡先 (親族等)	氏名	住所	続柄	電話番号	
はいか いの状況	<input type="checkbox"/> 外出時、道に迷う等して自宅に帰ることができないことがある。				
はいか いの頻度	<input type="checkbox"/> ほとんど毎日 <input type="checkbox"/> 週に1～2回 <input type="checkbox"/> 月に1～2回 <input type="checkbox"/> 今のところないが、可能性がある				
備考					

郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで申請された郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業の利用について、次のとおり決定（却下）しましたので、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業実施要綱第7条の規定により通知します。

登録者	住 所	
	氏 名	
備考		

【注意事項】

- ① QRコードは責任を持って管理するものとし、これを目的に反して使用・譲渡・交換・貸与・担保に供しないでください。
- ② 申請内容に変更が生じた場合又は廃止する場合は、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用変更・廃止届出書を御提出ください。

（お問合せ先）

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課  
電話024-924-3561

年 月 日

様

郡山市長



郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用決定（却下）通知書

下記利用者に係る郡山市認知症高齢者等身元確認QRコードの利用を決定（却下）しましたので通知します。

なお、委託業者から緊急時における登録者の保護の連絡等があった場合は、緊急連絡先として御対応下さるようお願いいたします。

記

登 録 者	住 所 氏 名
委 託 業 者 名	

（却下理由）

【注意事項】

緊急連絡先として協力を行うことができなくなった場合は、郡山市地域包括ケア推進課まで御連絡下さい。

（お問合せ先）

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課  
電話024-924-3561

郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード作成通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付で申請された郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業の利用について、次のとおり決定したので、QRコードの作成について郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業実施要綱第7条の規定により通知します。

登録者	住 所	
	氏 名	
備考		

なお、QRコードを作成次第、上記登録者のIDを郡山市へ御報告ください。

(お問合せ先)  
郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課  
電話024-924-3561

第4号様式（第10条関係）

郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用変更・廃止届出書

年 月 日

郡山市長

（申請者）住所

氏名

電話

（登録者氏名）

次のとおり（変更・廃止）について届け出ます。

記

1 変更

区 分	変 更 前	変 更 後
住所		
電話番号		
身体状況		
緊急連絡先 親族等		
その他		

2 廃止

理由
----

第5号様式（第10条関係）

郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業利用変更・廃止通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで下記登録者について、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業  
変更・廃止届出がありましたので、郡山市認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業実施要綱第10条  
の規定により通知します。

登録者	住 所	
	氏 名	
備考		

（お問合せ先）

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課

電話024-924-3561